

平成 24 年度大和市防災会議 議事録

○会議名

平成 24 年度大和市防災会議

○日時

平成 25 年 1 月 30 日（水曜日） 午後 2 時～午後 3 時 15 分

○会場

大和市役所 5 階 全員協議会室

○出席者

会長（大和市長）

委員 32 名（途中入室 1 名、途中退室 1 名）

事務局出席者 5 名

○傍聴者

0 名

○日程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議題 大和市地域防災計画の修正（案）について

4 その他

大和市防災会議条例の改正について

5 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、只今から平成 24 年度大和市防災会議を開会いたします。

本日の会議には委員総数 32 名のうち、31 名が出席されています。大和市防災会議運営要領第 2 条の規定によりまして、過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

まず、資料のご確認をお願いします。事前にお配りいたしました、「大和市地域防災計画の修正について（概要）」、「大和市地域防災計画（案）」と、本日配布しました「本日の会議次第」、「大和市防災会議委員名簿と裏面の席次」、「大和市地域防災計画の修正（素案）に対する市民意見の募集結果について」、「正誤表」、「大和市防災会議条例の改正について」でございます。

本日の会議の内容につきましては議事録が作成され次第、会議の透明性を確保するため市のホームページに掲載させていただきます。

それでは会議を開会するにあたり、防災会議会長の大木 大和市長よりご挨拶を申し上げます。

（委員 1 名入室）

○会長 皆様、こんにちは。本日は大変お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。一昨年の中日本大震災では、マグニチュード 9 という地震規模により発生した、大津波で多くの尊い人命と財産が奪われ、被災地では、今なお、市民生活に影を落とすなど、一日も早く通常の生活が取り戻せるよう願っているところです。

さて、各地では、近年の突発的な集中豪雨や昨年被害の大きかった竜巻など予測が難しい災害が多く発生しております。

また、東海地震、首都直下地震は切迫性が高いと言われており、これらの災害がいつ発生したとしても、市民の安全・安心が確保できる体制整備に努め、私が市長に就任以来、「健康」をキーワードに様々な施策に取り組んでまいりました。

しかし、大規模災害発生時の市の対応にはどうしても限界があります。本日お越しの委員の皆様はじめ、各関係機関のお力添えなしでは、到底実現できるものではないと感じております。

本日は、大和市地域防災計画の修正（案）に対し、皆様の専門的な見識からご審議いただき、防災対策の総合的指針となる、この地域防災計画が実効性のある計画となるようご指導いただければ幸いです。

今後とも本市の防災行政にご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

- 事務局 続きまして次第の3、議事に移ります。
大和市防災会議運営要領第2条の規定により、会長であります市長に議長をお願い致します。
- 議長 それでは早速議事に入ります。議題の大和市地域防災計画の修正（案）について事務局から説明を求めます。なお、ご質問やご意見等につきましては、説明が終了した後お受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 事務局 大和市市長室危機管理課長の三田と申します。よろしくお願い致します。
説明に少々お時間をいただきますので大変失礼かとは存じますが、着席したまま説明をさせていただきます。
今回の地域防災計画の修正は、平成21年4月に修正されたものに対し、それ以降の国の法律改正や防災基本計画の修正あるいは県の地域防災計画の修正部分を中心にその整合を図るとともに、東日本大震災で得られた教訓等を本市の防災計画に反映させたことなどが、主な修正の背景、趣旨でございます。
計画修正の説明に入る前に、配布いたしました「大和市地域防災計画の修正（素案）に対する市民意見の募集結果について」報告させていただきます。1ページをご覧ください。事務局では、計画修正（案）を、昨年12月1日から、市民の意見を募集するいわゆるパブリックコメントを本年1月4日まで行いました。
その結果、3人の方から、19件のご意見をいただきました。
これらのご意見は、この計画に反映させたもの2件、意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの6件、今後の取組において参考にするもの2件、計画に反映できないもの4件、その他として、感想、要望等が5件ございました。ご意見の内容及びご意見に対する考え方は、2ページから5ページのとおりです。なお、この後、計画に反映したものについては、該当の項目でご説明いたします。
次に、事前に配布させていただきました「大和市地域防災計画（案）」でございますが、非常に多くの部分が修正されておりますことから、新旧対照表を兼ねて、新規の追加分を太字のアンダーラインで、削除される部分については、文字を消す、見え消しで表示させていただいております。
この会議で決定した際には、消す部分、アンダーラインなど体裁を整えて製本させていただきます、公表、皆様方へお配り申し上げます。
また、本日の説明では、数値的な部分等の時点修正や関係機関の組織改編等による名称変更等、また、水道、電気、ガス、通信、鉄道の応急対策につ

きましては、各事業者の最新計画に基づく修正であることから説明を省略させていただきます。

それでは「大和市地域防災計画の修正について（概要）」の1ページをお開きください。

最初に、本計画は、大和市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としております。次に計画の構成につきましては、

第1編、総則、第2編、地震災害対策計画編、第3編、風水害対策計画編、第4編、特殊災害対策計画編、と資料編の5つの編から構成されています。

今回の修正では、総則、地震災害対策計画編、風水害対策計画編、資料編を修正しておりますが、資料編は、本編の計画の補足的な資料になるものでございますので、本日、皆様にご審議していただく対象とはなっておりませんので、資料及び説明は省略させていただきます。

次に、2ページの修正の背景と趣旨につきましては、冒頭に述べた内容と重複いたしますので、省略いたします。

3ページの計画修正の基本的な考え方でございますが、東日本大震災を受け、出された教訓や課題について、5つの視点から修正を行いました。

1つ目として、「自助」「共助」による取組の強化です。
災害時においては、自ら身を守る努力と、地域の中での助け合いが、被害を最小限に抑えることから、公助のみならず、市民、企業、団体等の様々な主体による自助、共助の取組みを強化します。

2つ目に、避難行動・避難生活への支援強化です。
災害発生時に迅速かつ安全な避難を実施するため、避難勧告、避難指示などの基準を予め示すなど事前の準備を充実します。また、大規模災害時には避難生活が長期化することから、備蓄品の見直しなどによる支援体制を強化します。

3つ目は自治体や企業、団体等との連携強化です。
大規模な災害では、国、県、他市町村等から必要な支援を円滑に受け入れる必要があるため、災害時応援協定の締結を進めます。
帰宅困難者対応のため、一時滞在施設の確保や関係団体等と連携し支援体制を強化します。

4つ目は情報の収集・提供体制の強化です。
災害発生時の迅速かつ適切な避難、支援等を支えるため、情報の収集、提供体制を強化します。

5つ目は柔軟な災害対応の実施です。

いかなる災害においても、人的被害を軽減し、市民等の生活・社会活動への影響を最低限に抑えられるよう、柔軟な対応を可能とする体制づくりを進めます。

以上の5つの視点をもとに、計画の修正を行っております。

4ページ「5. 基本的な考え方と対策」の図をご覧ください。

東日本大震災では、「大規模災害の発生」により「甚大かつ広範にわたる被害」をもたらしました。大災害時の被害を最小限に食い止めるためには、「減災」に向けた取り組みが必要不可欠です。「人的被害の軽減（いのちを守る）」、「市民等の生活・社会活動の安定（生活を守る）」という視点から、3ページで説明いたしました5つの基本的な考え方にに基づき、図で矢印の下に示したとおり実施いたします各対策を見直し、また、新たに追加したものを、地域防災計画に反映いたしました。

5ページから7ページには、各対策を行うため修正が必要とされる該当節を記載しております。

それでは、具体的な内容についてご説明申し上げます。説明に用いる資料は、「大和市地域防災計画の修正について（概要）」と「大和市地域防災計画（案）」の冊子、この2つを対比しながら説明をさせていただきます。

【総則】

概要8ページ、計画（案）3ページをお開きください。総則でございます。

第3節 市民、事業所の役割に前文を追加し、自助と共助の重要性について、強調いたしました。現行の計画にも、自助と共助に関する内容について記載がありましたが、自助とは、共助とは、といった明確な記述がありませんでした。自助と共助について、理解を深め、意識を高めていただくために今回の修正では、自助とは個人や各家庭での備蓄として携帯トイレを加えたり、避難経路の確認、出火防止であること、また、共助とは地域住民が日頃から協力して助けあうことであると自助と共助の視点から記載を改めました。

また、事業所の役割としても「自助」「共助」について記載を追加しております。

次に、第6節、地震被害の想定です。

計画（案）は、15ページをお開きください。

大和市における地震被害想定を神奈川県が平成9年度から平成10年度に実施した地震被害想定調査結果から平成19年度から平成20年度の調査結果に修正しております。

現行の計画では、「東海地震、南関東地震、県東部地震、神縄・国府津一松田断層帯地震」の4種類を本市の想定地震としておりましたが、国の諮問機関である中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会において、近い将来に発生する可能性が高いとされる東京湾北部地震を新たに追加しました。

また、神奈川県地震被害想定調査結果を受けて、17ページの被害想定の数値も修正いたしました。

続きまして、9ページ、第2編地震災害対策計画編でございます。

計画（案）は、23ページをお開きください。ここから、地震災害に対する項目でございます。「第1章災害予防計画 第1節 防災組織」です。

昨年6月に、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正がございました。この改正により、災害対策本部と大和市防災会議の所掌事務の明確化を図るため、「市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」と「重要事項に関し、市長に意見を述べること」が規定されたことにより、追加するものです。

また、同改正により、多様な主体意見を反映できるようにするため、防災会議の組織に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の内から市長が任命するもの」を、追加するものです。

次に、本市独自の修正事項として、25ページの表ですが、組織に危機管理監を設けます。

災害時、緊急時には初動対応が、被害の減少やその後の復旧等にも影響を与えます。災害時にその業務に特化した危機管理監を配置し、市長の命を受けられる体制とします。

次に、第4節 火災、危険物等の災害の予防対策です。計画は、34、35ページをご覧ください。

本市における課題の一つとして、地震災害時に発生する火災があります。特に、住宅が密集する地域で火災が発生すると、延焼により、大規模火災へと発展するおそれがあります。こうした懸念から、一般家庭における備えとして、家庭用消火器、住宅用火災警報器の設置や防災製品の使用などを追加しました。

また、「初期消火及び救出救護の推進」に防災訓練等の機会を利用して地震体験車を活用した出火防止体験訓練、消火器やスタンドパイプ等の資機材を使用した消火訓練、救出救護訓練を追加しています。

なお、スタンドパイプについては、概要12ページでもご説明いたします。

次に、「第 6 節災害時情報の収集・提供体制の拡充」でございます。

計画、42 ページをお開きください。

東日本大震災では、情報に関する課題が明らかになりました。

まず、防災行政無線（固定系）についてですが、現在、本市には 86 か所に設置してあるスピーカーから防災行政放送を実施できる設備がございます。今後、アナログからデジタル化に向けて取り組むことを記載します。デジタル化により、放送と同時にメール送信ができるようになるなど、情報伝達を迅速に行うことができることを想定しています。

また、防災行政無線（移動系）ですが、避難所となる各学校等に配備することで、災害時には災害対策本部との連絡手段として用いるほか、被災現場からの情報収集に使用するもので、より安定した通信を可能とする、MCA 無線に変更していくことを記載しました。

次に、J-ALERT は、緊急地震速報、東海地震警戒宣言発令などの気象に関するもののほか、弾道ミサイル情報、国民保護情報など対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、住民へ緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。なお、北朝鮮のミサイルが発射された際には、本市はエリアから外れていたため、利用されませんでした。国が行った試験では正常に作動しております。

本市では、平成 21 年 5 月に整備していることから、追加したものです。

また、災害時の連絡手段の確保のため、衛星携帯電話を整備いたしましたので、計画にも反映しています。

最後に、その他の通信網に、FM やまを追加いたしました。FM やまとは災害情報の放送に関する協定を締結しており、緊急時には本庁の防災行政無線の親局から割り込み放送ができることになっております。また、災害時には、市民への情報発信手段として活用しており、東日本大震災時には、計画停電の情報を随時放送していただきました。

次に、概要 10 ページ、第 8 節避難対策です。計画は 45 ページをお開きください。

1 避難計画の策定に関連しまして、第 2 章災害応急対策計画第 11 節避難対策で修正を加えておりますので、後ほど説明させていただきます。

46 ページ避難場所の区分として、新たに、休憩場所や情報の提供を実施する帰宅困難者の受入れ施設（一時滞在施設）として『草柳小学校、各学習センター（林間を除く）』を追加しました。

「共助」（皆のまちは、皆で守る）による取組みを強化するため、一時避難場所の性格を「災害の状況を判断し、情報を得る場所」から「災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所」と位置づけることとして修正します。

計画 47、48 ページです。

迅速かつ安全な避難が実施できるように、指定避難所となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板と太陽光発電による照明の整備に努めることを追加し、また、円滑な避難所運営を実施し、避難生活を支援するため、指定避難所における照明等の必要最低限の電力供給が継続できるよう自家用発電設備の設置に努めることを追加します。

次に、5. 帰宅困難者への支援として、自助・共助による帰宅困難者対策、関係機関との連携を新たに追加し、事業所等に「むやみに移動を開始しない」ことを徹底していただき、市民には「災害用伝言ダイヤル」等を活用することを記載しました。帰宅困難者対策は、広域にまたがる問題であるため、関係機関との連携として、県や鉄道事業者、警察などと協力して対策を行います。このことに関しては、昨年2月に、神奈川県と本市主催による、大和駅で帰宅困難者に関する訓練を実施させていただきました。大和警察署、鉄道事業者の皆さんのご協力もいただきました。

次に、11 ページ、第 10 節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄です。計画では、52 ページになります。

災害時に一番困るのは現実的に考えて、トイレであると考えており、我慢できるものではありません。従来の仮設トイレは使用することで、汚れてしまい、避難者がトイレを控えることで体調を崩すというケースも考えられます。従来の仮設トイレも一つの手段として有効ですが、市では各指定避難所及び各家庭に携帯トイレの備蓄を促進し、防災力の向上につなげたいと考えています。

飲料水等の確保として、県営水道との協力のもと応急給水対策を実施する必要があるため、県営水道との応急給水協力体制の充実で「県営水道と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図る。」と追加しています。

また、地下水源の確保で指定避難所となる中学校へ井戸を整備していくことを追加します。

その他、東日本大震災では、原発による被害がでたことにより、放射性物質が拡散し、各地で水質汚染が発生しました。放射性物質が乳児に与える影響を考慮し、乳児を対象としてペットボトルによる水の備蓄をいたします。

なお、県営水道との連携、学校への井戸の整備、ペットボトルの備蓄等に関しましては、第2章災害応急対策計画第16節応急給水対策にも記載しております。

(委員1名退室)

次に、第13節広域応援体制等の拡充をご覧ください。計画57ページになります。

1 広域応援の受け入体制等の強化で、受援計画の策定についての項目を追加します。

東日本大震災では、甚大な被害が広域に及んだため、応援を遠方に求める必要がありました。被害が広域にわたるような場合に遠方からの応援を十分に生かすためには、事前の受け入れ体制を整備しておく必要があります。

本市では、あらかじめ受け入れ地点・輸送道路・受付場所、災害対策本部との連絡方法等を受援計画に定め、災害に備えます。

次に、2の相互応援協定の締結等では、東日本大震災の例から、「同時被災を避ける観点から遠方に所在する自治体との協定締結を考慮する」と追加しました。現在、松原市、足利市、我孫子市、松阪市と協定を締結しています。

また、相互応援の一環として、4 市外からの避難者受け入れ対策で「被災地からの避難者が安心して生活が送れるように、市公共施設での一時的な受け入れ、市営住宅の優先利用や民間賃貸住宅の活用を実施する。」と追加しました。

次に、概要版12ページ、第16節 自主防災活動の充実強化、計画69ページをごらんください。

第4節の火災、危険物等の災害の予防対策でもふれましたが、本市では、地震による火災の発生が懸念されています。火災からまちを守る共助の要である自主防災組織による初期消火手段として、スタンドパイプを整備してまいります。

地震災害時には、火災が同時に多発する状況が考えられますので、火が燃え広がるような状態になる前であれば、スタンドパイプで対応でき、大規模火災の発生を防止できると考えております。ただ、消防の放水に比べて水圧が低いことと、安全の面から自主防災活動としては限度がありますので、安全を優先した訓練を実施してまいります。

次に、スタンドパイプの話も関係しますが、70ページの4 消防団の機能強化では市民や事業者へ特に将来を担う児童に消防団の活動の重要性を啓発していくこと、消防団が自主防災組織の訓練に参加し、資機材取扱いの指導

を実施するなど、自主防災組織と消防団が連携を深めることで地域コミュニティの防災体制の充実を図ることを追加します。

次に、第 17 節 ボランティアの受け入れ、計画 71 ページをご覧ください。

1 ボランティアの役割として、表中、生活支援に関する業務（一般ボランティアが行う業務）、専門的な知識・技術を要する業務（専門ボランティアが行う業務）のかっこ書きの部分を追加しました。これは、パブリックコメントで、一般ボランティアとは何かわかりづらいとのご意見をいただき、修正をするものです。

また、一般ボランティアの受け入れ体制については、市と社会福祉協議会、ボランティア団体等が連携して行うものとし、受け入れ拠点の名称を災害ボランティア本部から災害ボランティアセンターに変更しました。3として、一般ボランティアの受け入れ体制はあるものの、専門ボランティアの受け入れ体制の項目がなかったことから、パブリックコメントでいただきました一般ボランティアの意見に関連して、72 ページ、5として「専門ボランティアの連携・協力体制の整備」を新たに加えることとしました。

次に、第 18 節 災害時要援護者対策、計画 73 ページをご覧ください。

2の要援護者対策では、(3) 防災についての指導・啓発に、エ災害時要援護者支援制度の活用を追加しました。この制度は、災害時に避難行動などを実施するにあたり、支援が必要な高齢者や障がい者を要援護者と位置づけ、事前に市に申請登録をしていただくことで、災害発生時に迅速な支援を行うものです。制度を推進することで、共助、地域住民同士での助け合いができる体制づくりを支援していきたいと考えています。

また、74 ページ、3 外国人に対する防災対策では、外国人は言語をはじめ、生活習慣や防災意識が日本人とは異なるため、外国人が安心して行動できるように事前の準備が必要なことから、市は大和市国際化協会と連携して、対策に取り組みます。

以上が、第 1 章予防対策計画の主な修正内容です。

続きまして、第 2 章 災害応急対策計画で、災害時の活動についての計画になります。

概要版 13 ページ、第 2 節 相互協力体制、計画 84 ページをご覧ください。

ここでは、公の関係団体、民間の関係団体との協力体制により大規模災害時の応援を要請するもので、今回の計画修正に合わせ、医師会、歯科医師会と新たに協定を締結したことから、民間団体との協力業務に医療救護活動を、また、民間団体に大和市医師会、大和歯科医師会を追加しました。

次に、第 7 節災害広報、計画 95 ページをご覧ください。

情報を迅速に正確に伝達することで、市民が混乱なく、避難行動をとり、避難生活を送ることができます。市域に正確な情報を提供できるように、

2 災害広報の伝達の伝達手段に、自動音声応答装置、緊急速報メール、大和市役所公式ツイッターを追加します。

また、96 ページ 3 各関係機関との調整で、「災害対策本部は市議会に対しても重要な災害情報等の伝達を図る」と追加しました。これは、市民の代表である議員に対しても状況を伝えていく必要があると判断したためです。

次に、第 11 節避難対策、計画は 99 ページからになりますが、105 ページをお開きください。

「第 1 章災害予防対策計画第 8 節避難対策 1 避難計画の策定」に記載されております内容に合わせ、わかりやすい表現にするため、「4 避難計画」の項を追加し、計画本文中の文言の整理、追加、修正等を行いました。

昨年 12 月の本市議会定例会におきまして、地域防災計画に定められている避難計画の策定に関する一般質問がございました。

今回の修正では、予防対策計画（45 ページ）の策定項目が、計画の中の各所に掲載しておりわかりづらかったことも踏まえ、この節で避難計画として項目立てをし、内容を整理いたしました。パブリックコメントの意見と同様、計画に反映させていただきました。

108 ページ 5 避難所の開設では、避難生活が長期に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めることを追加します。

109 ページ 9 帰宅困難者への対応として、帰宅困難者が発生した場合、迅速に一時滞在施設を開設し、帰宅困難者へ開設状況の広報及び安全な誘導の実施、鉄道事業者や県等への情報伝達を行うことを追加し、帰宅困難者へ市内の被害情報、周辺の避難所等に関する情報、鉄道等の運行、復旧情報の提供を行うこと、協定締結先の事業者等に飲料水やトイレ等の施設の提供の協力を求めること、帰宅困難者に対する避難所の確保や輸送対策の実施や、また、必要に応じて市のバスによる帰宅支援を実施することを追加します。

続いて、概要 14 ページ、第 14 節 医療及び助産対策、計画 119 ページです。

医療救護の実施に際しては、県や災害拠点病院等との連携を図ることや、医師会等の協定に基づくこと、また、柔軟な医療救護体制をとるため医療救護班の編成など、本文を修正しております。

(122 ページ) 医療救護班の活動についても、原則は医療救護所ですが、医師が出動する猶予がないと判断した場合や自身の医療施設での診療が適切だと判断した場合には、被災地周辺または自身の医療施設で活動すると修正します。

続いて、18 節 生活必需物資供給対策、計画 138 ページです。

物資集積センターの場所として、南部地区の引地台温水プール立体駐車場から昨年オープンしました、引地川公園ゆとりの森仲良しプラザ内に大型備蓄倉庫が完成したことから変更するものです。

続いて、概要 15 ページ、第 19 節の生活確保対策、計画、147 ページをお開きください。

ここでは、避難生活を支援する内容について追加をするものです。

5 し尿・ごみ処理で、携帯トイレに関して、指定避難所で優先して使用することを記載しておりますが、携帯トイレの使用によるし尿ゴミの処分についても衛生面に配慮し、他のごみと分けて収集場所を設けることなどを記載しています。なお、使用後は燃えるゴミとして処理できます。

次に、衛生面という点では 150 ページ（6 防疫及び保健衛生）（ア）被災者に対する衛生指導で避難の長期化に応じて、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、ごみ処理の状況などを把握し、必要な措置を講じることを追加します。

ペットの問題として、東日本大震災では、避難所にペットを連れ込むことは困難であるため、ペットと離れて避難生活を強いられる方もいたそうです。

計画には市が、災害時にそなえて飼い主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難所における災害時のペットのためのスペース確保に努めることを記載します。

また、避難生活における不安を少しでも解消するため、9 災害相談・広聴対策に女性や外国人も相談しやすい窓口を設置することを記載します。

続いて、第 21 節文教対策、計画 166 ページです。

現行の計画では災害時には、児童等は学校から帰宅させる処置をとるとき

れていたものを原則として保護者への引き渡しによる帰宅に変更するものです。これは保護者の方が、帰宅困難者となっていることが想定されるため、児童等が帰宅して保護者が不在であるということがないようにという趣旨です。

第 22 節災害ボランティアの活動支援、計画 169 ページです。

パブリックコメントでは、ボランティアに関する意見や要望として、ボランティアコーディネーター養成の支援をしてほしい、協定を締結している県外の団体との環境の整備をする必要があるのではないかといった意見がございました。

これらの意見に対しては、すでに計画上記載がございますとの考え方を示させていただきましたが、災害時には、貴重な力となるボランティアですから、今後も関係団体などとの連携を大切にしていまいりたいと考えています。

なお、この節では、ネットワークの整備について、「市とボランティア関係機関・団体等」から「市と社会福祉協議会、団体等」と連携を図ることに修正を加えています。

第 23 節 災害時要援護者対策です。計画 171 ページです。

避難所運営に関する記載を追加しております。

避難所運営の主体となる避難所運営委員会に複数の女性を参加させること、女性や乳幼児に配慮して生活環境を良好に保つこと、避難所生活において、性犯罪や配偶者暴力を防ぐため、女性相談員の配置や巡回を実施することを記載します。

また、外国人の不安を軽減するため、避難所内の表示・表記に配慮することなどを記載します。

なお、本市では、学校が指定避難所となることから、各学校ごとに市民、学校、市職員で構成する避難所運営委員会の組織づくりを進めています。

平成 22 年度に、中央林間小学校をモデル校として、立ち上げ、順次市内の学校に広がっており、現在、8 箇所 10 校の組織ができております。その他にも準備会組織がいくつか立ち上がっております。

概要 16 ページの第 3 章災害復旧・復興計画につきましては、義援金品の受付配布、り災証明書の発行手続きなどを記載のとおり修正させていただいております。

続いて、概要 17 ページ、第 4 章の東海地震に関する事前対策計画です。計画は、192 ページです。

東海地震は、ご承知のように唯一事前予知が可能といわれている地震でございます。国が 24 時間 365 日、常に東海地震の観測データを見ております。万が一、異常な数値等が表れますと東海地震に対する情報が発表されます。その発表は 3 段階ありますが、平成 23 年 3 月、その呼び名の内、最初に出される「東海地震観測情報」が、「東海地震に関する調査情報（臨時）」に変更されたことにより、その記載について、関係する節で修正を行うものです。

第 6 節鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策、計画 200 ページです。一時滞在施設として、今までの草柳小学校に加え、北部の活動拠点となる林間を除く各学習センターを追加し、帰宅困難者対策の支援を強化するものです。

第 8 節児童・生徒等の保護対策、計画 202 ページです。

唯一予知可能な東海地震の注意情報等が発令された場合には、地震編第 21 節（文教対策）と同様に原則として保護者への引き渡しによる帰宅に変更するものです。

ここまで地震対策編に関するページを主に説明申し上げました。

続きまして、第 3 編風水害対策計画編についてですが、地震対策計画と同様の内容での記載が多くありますので、重複しない箇所について説明させていただきます。

概要 18 ページ、第 1 章災害予防対策計画、第 10 節 避難対策、計画 228 ページです。

水防法第 14 条に基づく浸水想定区域内に所在する避難にあたって防災上の配慮を要する（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）施設を追加しています。なお、正誤表をお配りしましたが、【引地川浸水想定区域】5 番として「もみの木保育園」の記載が漏れておりましたので修正させていただきます。

第 16 節 防災知識の普及、計画 245 ページです。

市民の心得（役割）として、風水害に特化した内容である、キ「道路が冠水して、通行が危険な場合は無理せず、階上などの高いところに移動する」の項目を追加しました。

次に、概要 19 ページ、第 2 章災害応急対策計画「第 5 節 気象情報等の収集、伝達」、計画 275 ページをお開きください。

近年の竜巻による大きな被害が発生していることから、災害対策基本法第 2 条に異常な現象として、「竜巻」が追加されました。これを受けて、(竜巻や激しい突風の発生が予想される場合に、的確に情報を入手して、迅速な避難が実施できるように、) 気象庁から発表される「竜巻注意情報」と竜巻が発生する可能性の程度を 1 時間先まで予測する「竜巻発生確度ナウキャスト」の活用について追加するものです。

次に、概要 20 ページ「第 13 節の避難対策」、計画 289 ページをお開きください。

市民の自助・共助を支援する目的として、迅速な避難に備え、境川、引地川の水位観測地点ごとに避難勧告、避難指示を行う基準を策定し、公表します。具体的に情報を示すことで、市民の方が事前の準備等の対策を行いやすくなると考えております。現在、水位観測地点は、境川で境橋、引地川では八幡橋と福寿橋の合計 3 箇所でございますが、その内、引地川の福寿橋の観測ポイントが平成 25 年度大山橋へ変更となることから、神奈川県決定後、基準を策定し、その後に公表してまいりたいと考えております。

294 ページの避難対策は、地震対策編と同様に第 1 章災害予防対策計画第 10 節避難対策 1 避難計画の策定」の内容に合わせるため、計画本文中の文言の整理、追加、修正等を行い、わかりやすい表現にするため、「4 避難計画」の項を追加します。

最後になります。297 ページ、5 避難所の開設についてです。ご存知のように、本市には東西に、境川、引地川の 2 河川が流れ、降水量如何によっては浸水が想定される地域がございます。

その地域の中には、指定避難所となる学校も含まれることから、風水害時の避難所の開設にあたっては、現状も運用の中で、代替えとなる施設などを開設する予定ではありますが、計画上に事前に代替えとなる施設を示すことで、市民周知が図られるものと考えております。

このようなご意見は、議会での一般質問、また今回のパブリックコメントでもございました。

今回修正の概要についての事務局からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

- 議長 説明に対しご質問等がございましたら宜しくお願い致します。
- 委員 追加、訂正を求めるものではないが、昨年 2 月 2 日に帰宅困難者対策訓練を神奈川県と大和市で共催させていただき、その訓練の成果等を踏まえ、気づいた点をお話させていただきます。
- 帰宅経路上の支援として、むやみに移動を開始しないことが大切です。しかし、帰宅困難者の中にはやむなく徒歩帰宅する方、一時滞在施設に留まる方がいます。冷静に判断するための情報を提供しなければならないのはその通りであります。県が協定を結んでいる災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニ）などの協定先の拡充を図ると県の地域防災計画で記載しておりますので、災害時帰宅支援ステーションの活用についても情報提供していくことが重要だと感じています。
- 次に、広域連携体制について、昨年 3 月 29 日に県と市町村とで相互応援協定を締結し、単独で対処できない場合、県政総合センターが担当するブロック内の市町村相互の連携体制も大切となってきます。県が実施する訓練においても、市町村との連携を絶えず念頭において、訓練を展開したいと考えております。ご協力のほどよろしく申し上げます。
- 委員 先ほどの説明では触れていませんが、自衛隊の派遣要請の災害派遣要請の中で「危険物の保安及び除去について」、具体的にどのようなものを想定し、記載しているのか。承知していただきたいのは、陸上自衛隊で有している能力は不発弾処理となっております。陸上自衛隊としてできる事は実施しますが、計画上の記載を「状況により、実施する」と修正していただければ陸上自衛隊の実行動と計画の記載内容が合致すると考えます。
- 事務局 ご意見を踏まえ、計画の記載内容を修正します。
- 委員 第 1 章災害予防対策計画、第 4 章東海地震に関する事前対策計画があり、その役割として「FMやまと」が追加されています。災害時におけるFMやまとの役割を認識していただきましたことを厚くお礼申し上げます。こうした機会を捉えて、是非「FMやまと」をお聴きいただきたいと思います。そして 1 点要望がございます。大震災時には、「大和市災害対策本部」が設置されます。「FMやまと」も通常放送から災害放送に切り替えます。災害時には、災害情報・復旧情報が重要な情報源になります。こうした時は、「大和市災害対策本部」に情報伝達班として「FMやまと」を加えていただき、大和市をはじめ、本日、ご出席の関係機関と連携しながら、災害情報を伝えて、

市民の生命・財産を守る役割を担っていきたいと考えております。ご検討をお願いいただければ、ありがたいと考えております。

○事務局 東日本大震災でも地元のコミュニティFM放送が重要な役割を果たしておりますので、市としてもFM放送の活用について前向きに進めてまいります。

○委員 提案として、避難計画について、計画やマニュアルとして別冊を作成してみたいかがでしょうか。警察も市、消防等と避難誘導の実施者として、重要な役割を担っていますが、簡潔、正確、安全に早く避難誘導するためには細かな記載があればスムーズに避難誘導できると考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局 今回、避難計画としてまとめていますが、地震と風水害対策に分かれていますし、この厚い地域防災計画の中にもれてしまい、なかなか市民の方にも目につかないことが考えられます。
ご意見を踏まえ、別に作成することを検討してまいります。

○委員 市民の心得として、自助・共助の強化、共助の面では高齢者が多い地域もありますので、声かけ、安否確認などとなり近所と力を合わせて、普段から進めていくことが大事だと思います。自治会（自主防災会）への加入率が低い地域があるようですが、その辺どのように考えていますか。

○委員 本市では、単一自治会として152あり。そのうち自主防災会が組織されているところが150で、自主防災組織の組織率としては、98%を超えており、高い率となっています。

阪神淡路大震災では、地域の方々の力が救出や救援に大変役に立たれたと聞いており、共助の力が減災につながったものと考えています。

ただ、ご指摘のとおり、自治会への加入率が年々低下して、現状ではおよそ70%と言われておりますので、まさにそこが課題かと考えます。

いざという時に、となり近所で声をかけあえる関係でいられるようなコミュニティが重要であることを今後も継続して、ホームページや防災マップ、講話など通じて周知してまいりたいと考えています。

○委員 県の地域防災計画の修正後、県の医療救護計画の変更を昨年末に行い、災害時の広域医療救護活動をどのようにコントロールするかという視点から、災害医療コーディネーターという制度を災害対策本部に設けることとしてい

ます。県計画では医療に関わる専門的な方たちにより医療救護本部を設け医療救護に関わる調整を行うこととしています。

また、地域外からの応援を地域につなげるため、医療関係者による地域調整の場を設けることを考えており、その構想を「地域医療連携調整会議」という名称で昨年末に公表しました。

大和市では市として地域の医療関係者と連携調整を図られるとは思いますが、県も、より広域の情報を活かしながら、広域連携の場を作りたいと思っています。大和市の医療関係のみなさまに対しまして機会を改めて訪問・説明させていただき、災害時の医療救護活動の連携を図る体制作りにご協力をいただきたいと考えております。

○委員 名称（農林水産省の担当部署）の変更は行われているようですが、内容の一部、齟齬があるようですが、その点はどうですか。

○事務局 今回の修正に際し、関係機関に確認等をお願いしておりますが、再度、確認させていただきます。

○議長 それではご質問・ご意見等はございませんか。ご質問・ご意見等がないようであればこれで質疑を終了いたします。

それでは採決に移ります。大和市地域防災計画の修正についてお手元の修正案及びただ今いただいたご意見のとおり修正することについて賛成の方は挙手をお願い致します。賛成する方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

どうもありがとうございました。賛成する方が過半数に達しているので本議題については、修正案の通り修正することに決定します。

なお、この計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づきまして、県知事に報告いたしますことをご承知おきください。

これで議事を終了し議長を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 続きまして、次第の4 その他に移らせていただきます。

大和市防災会議条例の改正について、危機管理課長から説明させていただきます。

○事務局 お手元資料をご覧ください。

本条例は、災害対策基本法第16条第6項、これは、市防災会議の組織及び

所掌事務は、市条例で定められていることから、本市では、昭和 39 年 7 月に制定しています。

今回、この条例の改正は、東日本大震災の教訓から、元となる法律が昨年改正されたことによるものです。法の改正の主なものとして、資料の 1 番の条例改正の背景の①から④がございしますが、③の中の多様な主体の参画による地域の防災力の向上について、並びに④のその他、国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しを受け、所要の改正を行ったものです。

具体的には、新旧対照表にございますように、第 2 条、所掌事務の第 2 号に、「市長の諮問に応じて大和市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」を、第 3 号に、「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること」と改正するほか、地域防災計画の策定等に当たり多様な主体意見を反映できるよう、防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加することとなりました。

条例改正でございますので、昨年 9 月の定例会におきまして、市議会で可決し、施行されております。

現在、本市会議委員については、定員 35 人に対しまして、32 人でございます。防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加するとございますが、自主防災組織を構成する者につきましては、現在、自主防災会を構成する自治会の代表である自治会連絡協議会会長が入っております。また、学識経験のある者については、大学教授の登用を進めているところです。その他、東日本大震災では避難所生活で女性への配慮などの課題が出たことから、女性の視点が必要されることもあり、定数の範囲内で女性委員の登用も検討しております。

新年度に向けましては、より一層の計画の充実を図る観点から、委員の追加をしてみたいと考えています。説明は以上でございます。

○事務局

ただ今、ご説明させていただいた内容につきまして、何かご質問また、ご意見等がございましたらお願い致します。

せっかくの機会ですので、ご出席の委員さんからの報告事項や情報提供といったものもありませんでしたらこの機会にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようですので、以上を持ちまして平成 24 年度大和市防災会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。